

## 長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき長期継続契約（以下「長期契約」という。）を締結する場合の入札・契約関係事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期契約の対象範囲)

第2条 長期契約を締結することができる契約の対象範囲は、従来から地方自治法が予定する長期契約の定性的な定義を基本としたもので、かつ、条例第6条の規定に該当するものであり、長期契約とする決定に当たっては、個々の契約案件ごとに事業内容を精査し、債務負担行為等の予算措置や買入れなど他の調達方法も検討した上で決定するものとする。

(長期契約の契約期間)

第3条 長期契約の契約期間については、更なる経費の削減を図ることや、より良質なサービスを提供する者と契約を締結することが重要であることから、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するものとし、川崎市契約規則に規定する長期契約の契約期間の範囲内で、個別契約ごとに適切な契約期間を設定するものとする。

(入札・契約事務)

第4条 長期契約に係る入札・契約事務は、債務負担行為に係る当該事務に準じ、適正に処理するものとする。

(予算執行伺の起案等)

第5条 長期契約に係る予算執行伺の起案等の事務は、債務負担行為に係る当該事務に準じ、適正に処理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱の運用に当たっては、別に定める「長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱運用指針」に基づき、適正に処理するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、長期契約に係る入札・契約関係事務の取扱いに関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成18年4月1日以降に契約を締結する契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

\* 長期契約の定性的な定義・・・「商慣習上、複数年にわたって契約を締結することが一般的なものであって、地方公共団体が行政運営を行っていく上で、一日も欠かすことなく、その契約の履行（契約に基づく債務の履行）を受け続ける必要があるもの」で、従来は、電気・ガス・水等の供給契約、不動産の賃貸借契約が規定されていた。